

福井市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の区域内の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業（小羽地区）に係る換地処分の公示があった日の翌日から生じるものとする。

平成31年1月11日

福井市長 東村 新



次の区域を小羽町8字馬場に編入する。

町	字	地番
小羽町	13字 前田	50の一部 54の一部

次の区域を小羽町14字基盤に編入する。

町	字	地番
小羽町	15字 上小島	11の一部 12の1の一部 12の2の一部 12の3の一部 12の4の一部 12の5の一部 17の一部 19の一部

次の区域を小羽町16字下小島に編入する。

町	字	地番
小羽町	15字 上小島	12の5の一部

次の区域を小羽町17字牧作に編入する。

町	字	地番
小羽町	14字 碁盤	10の2の一部 12の一部 14の一部
	15字 上小島	12の5の一部 17の一部
	16字 下小島	1の一部 3の一部 4の一部 5の一部 6の一部 7 8の一部
	23字 三ツ会	15の一部 16の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部		

次の区域を小羽町19字高畦に編入する。

町	字	地番
小羽町	21字 馬縄手	7の一部